

第21回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 平成28年3月25日(金) 午後1時55分
閉 会 平成28年3月25日(金) 午後2時36分
場 所 市役所北庁舎3階第1会議室

2 会議録署名委員

- 7番 菊池 伸明 委員
8番 川辺 初太郎 委員
5番 石阪 脩 委員(会長)

3 出席委員

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 市川 耕作 委員 | 2番 須山 卓知 委員 |
| 3番 高野 茂久 委員 | 4番 加藤 雅大 委員 |
| 5番 石阪 脩 委員 | 6番 市川 禎明 委員 |
| 7番 菊池 伸明 委員 | 8番 川辺 初太郎 委員 |
| 9番 松村 良夫 委員 | |
| 11番 高野 昌典 委員 | 12番 高野 祐一 委員 |
| 13番 高木 好文 委員 | 14番 都築 一 委員 |
| 15番 鹿島 一夫 委員 | 16番 住崎 岩衛 委員 |
| 17番 澤井 泰造 委員 | 18番 田中 繁 委員 |
| 19番 横田 実 委員 | 20番 朝倉 泰則 委員 |

4 欠席委員

- 10番 河内 邦男 委員

5 議 長

- 5番 石阪 脩 委員(会長)

6 事務局(説明員)

- 石川裕三局長 大木忠厚主査 榎澤有一事務職員 高田量範事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 農地の権利移転許可申請について（農地法第3条関係）
- 4 第2号議題 報告 農地の転用届出について（農地法第4条関係）
- 5 第3号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
（農地法第5条関係）
- 6 第4号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 7 第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 その他
 - （1）生産緑地地区の制限解除について
 - （2）平成28年度府中市農業委員会等主な事業について
 - （3）第57回東京都農業委員・農業者大会の開催について
 - （4）3月度活動報告について
 - （5）次回の開催
 - （6）その他

午後1時55分開会

○議長（石阪委員） 皆さんこんにちは、定刻少し前ですが、本日出席予定の方は皆さんお揃いになりましたので、ただ今から第21回府中市農業委員会総会を開会いたします。

○議長（石阪委員） 本日は、10番河内委員さんから、都合により欠席との連絡が入っております。

出席者の人数は、定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なしの声）

○議長（石阪委員） ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員についてですが、慣例により、議席の順番に指名させていただきます。よろしいでしょうか。（異議なしの声）

○議長（石阪委員） ご異議がないようですので、今回は7番菊池委員さん、8番川辺委員さんをお願いいたします。

それでは、「第1号議題 農地の権利移転許可申請について」を議題とします。

申請件数は1件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第1号議題、農地の権利移転許可申請について、農地法第3条関係。

第1項、譲り受け人は、美好町〇の〇〇の〇、〇〇〇、〇〇〇〇、譲渡人は、美好町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘〇〇の〇〇、〇〇〇〇、神奈川県相模原市南区東林間〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、埼玉県草加市草加〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、八王子市川口町〇〇〇〇の〇、〇〇〇〇、東村山市美住町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、福島県いわき市中央台鹿島〇の〇の〇、〇〇〇〇、埼玉県入間市小谷田〇の〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、美好町〇の〇〇の〇、614平方メートル。3の申請日は、平成28年2月24日、4は譲り受け人が権利を有する農地の状況、5は譲り受け人が権利を取得した後の農地の状況です。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、朝倉委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、朝倉委員さん如何でし

ようか。

○委員（朝倉委員） はい、現地は3月22日に確認しました。一部に野菜や柿の木等が植っていますが、今回、隣接地の農地を持っておられる方が、譲り受けるということなので、問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご質問等がないようなので、第1項については許可することといたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は3件です。第1項と第2項、第3項との2回に分けて報告をお願いしたいと思います。

はじめに、第1項ですが○○委員さんが関係人となりますので、少しの間、席を外していただきたいと思えます。（○○委員退席）

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は、白糸台○の○○の○、○○○○、土地の所在は、紅葉丘○の○の○○、165平方メートル。届出書が到達した日は、平成28年3月2日。転用の目的は専用住宅となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、鹿島委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、鹿島委員さん如何でしょうか。

○委員（鹿島委員） はい、3月20日に現地確認しました。現況きれいに片付いていましたので、問題ないと思えます。

○議長（石阪委員） 他に、ご質問等ございますか。（異議なしの声）

ご質問等がないようですので、第1項については報告を了承することといたします。

○○委員さんがお戻りになるまで、しばらくお待ちください。（○○委員着席）

○○委員さん、お疲れさまでした。報告は了承されましたので、お伝えします。

次に、第2項、第3項を続けて事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第2号議題、第2項に戻りまして、届出者は、南町○の○○の○、○○○○、土地の所在は、南町○の○○の○、420平

方メートル。届出書が到達した日は、平成28年3月4日。転用の目的はクリニックとなっております。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、高野祐一委員さんをお願いしております。

続きまして、第3項、届出者は、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇、297平方メートル。届出書が到達した日は、平成28年3月7日。転用の目的は駐車場となっております。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、市川禎明委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。第2項、高野祐一委員さん如何でしょうか。

○委員（高野祐一委員） 2項につきまして現地を確認しました。問題はございません。

○議長（石坂委員） はい、第3項、市川禎明委員さん如何でしょうか。

○委員（市川禎明委員） 3項につきまして、現状は大分前から駐車場になっている所でございます。特に問題はございません。

○議長（石坂委員） はい、他にご質問等ございますか。（異議なしの声）

はい、ご質問等ないようですので、第2項第3項については、報告を了承することといたします。

次に、「第3号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は6件です。第1項と第2項から第6項の2回に分け報告をお願いしたいと思います。まず、第1項ですが、〇〇委員さんが関係人となりますので、少しの間席を外していただきたいと思います。（〇〇委員退席）

それでは、第1項を事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第3号議題、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲り受け人は四谷〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、譲渡人は四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇〇、8.69平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成28年3月14日、転用の目的は、敷地延長となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、市川禎明委員さん

をお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、市川禎明委員さん如何でしょうか。

○委員（市川禎明委員） はい、現地確認してまいりました。特に、問題はございません。

○議長（石阪委員） 他に、ご質問等ございますか。（異議なしの声）

ご質問等がないようですので、第1項については、報告を了承することといたします。

○○委員さんがお戻りになるまで、しばらくお待ちください。（○○委員着席）

○○委員さん、お疲れさまでした。報告は了承されましたので、お伝えします。

次に、第2項から第6項の説明を事務局から申し上げます。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、それでは、第3号議題、第2項に戻りまして、譲り受け人は紅葉丘○の○○の○、○○○○、譲渡人は小金井市本町○の○の○、株式会社○○○○○○、代表取締役○○○○、土地の所在は、白糸台○の○○の○○、107平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成28年2月15日、転用の目的は専用住宅となっております。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、河内委員さんをお願いしておりますが、委員さんは本日欠席しており、その連絡の際に、現地確認の結果、問題ないとの連絡をいただいております。

第3項、譲り受け人は立川市錦町○の○の○、株式会社○○、代表取締役○○○○、譲渡人は白糸台○の○○の○、○○○○、土地の所在は、白糸台○の○○の○、○○、○○、○、○○の合計5筆、1、106平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成28年2月29日、転用の目的は建売住宅8棟となっております。

6ページの案内図は当該地を示しております。

第4項、譲り受け人は第3項と同じ株式会社○○、代表取締役○○○○、譲渡人は白糸台○の○○の○、○○○○、土地の所在は、白糸台○の○○の○○、95平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成28年2月29日、転用の目的は建売住宅1棟で、第3項と合わせての開発となります。

8ページの案内図は当該地を示しております。

第5項、譲り受け人は白糸台○の○○の○、○○○○、譲渡人は白糸台○の○の○

〇、〇〇〇、土地の所在は、白糸台〇の〇〇の〇〇、〇〇の合計2筆、35平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成28年3月11日、転用の目的は通路となっております。

10ページの案内図は当該地を示しております。

第6項、譲り受け人は小平市鈴木町〇の〇〇〇の〇〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は白糸台〇の〇の〇、〇〇〇、土地の所在は、小柳町〇の〇〇の〇、614平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成28年3月3日、転用の目的は建売住宅6棟となっております。

12ページの案内図は当該地を示しております。

以上、第3項から第6項の現地の確認は、田中委員さんをお願いしております。

以上、よろしく申し上げます。

〇議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第2項は河内委員さんが欠席で、事務局に「問題ない」との報告が入っております。

第3項から第6項、田中委員さん如何でしょうか。

〇委員（田中委員） はい、第3項ですが、当該地は植木畑だったところが、売買に伴う埋蔵の調査が終わった状態で、現況更地になっています。特に問題ありません。第4項については、第3項の当該地の隣接地ということで、3月2日に調査に行ってきました。ここは、譲渡するのであれば3項と一緒に譲渡するしかないと思われ、やむを得ないと思います。続きまして、第5項ですが、14日に調査してきました。ここは第4項の土地の進入路として確保されていた土地で、これもやむを得ないと思われ。第6項ですが、ここは、相続に伴う売却です。これもやむを得ないと思われ。以上です。

〇議長（石阪委員） はい、他にご質問等ございますか。（異議なしの声）

ご質問等ないようですので、第2項から第6項については、報告を了承することといたします。

次に、「第4号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明願の件数は1件です。本件は、〇〇委員さんが関係人となりますので、少しの間、ご退席をお願いしたいと思います。（〇〇委員退席）

それでは、説明を事務局から申し上げます。

〇事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。申請者、相続人、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇、特例適用農地は、四谷〇の〇〇の〇、〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇、〇の合計6筆、田と畑を合わせて、2,925平方メートル。

2ページから4ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、5ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、市川禎明委員さんをお願いをしております。以上よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、市川禎明委員さん如何でしょうか。

○委員（市川禎明委員） はい、現地確認してまいりまして、当該地は〇〇さんの自宅近くの水田と果樹園となっております。肥培管理も適正になされておりますので、問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご意見等がないようですので、第1項は証明することといたします。〇〇委員さんがお戻りになるまで、しばらくお待ちください。（〇〇委員着席）

〇〇委員さん、お疲れ様でした。第1項は証明することになりましたので、ご承知おきください。

次に、「第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は7件です。第1項から第7項までを続けて事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が平成24年12月21日から平成28年2月11日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、紅葉丘〇の〇の〇、〇〇、〇〇、〇〇の合計4筆、畑、1,330平方メートル。

第2項、次の者が平成25年2月8日から平成28年2月14日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、押立町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の合計8筆、畑、2,584平方メートル。

第3項、次の者が平成25年2月12日から平成28年2月15日まで、引き続

き農業経営を行っていることを証明する。

2 ページに移りまして、申請者、白糸台〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇の〇、〇の合計2筆、畑、346平方メートル。

第4項、次の者が平成25年4月13日から平成28年3月7日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇の〇の一部の合計2筆、畑、1,553平方メートル。

第5項、次の者が平成25年5月23日から平成28年3月8日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、朝日町〇の〇〇の〇、〇〇の〇、〇〇の〇〇、白糸台〇の〇〇の〇、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇、〇〇から〇〇他、3ページに移りまして、合計9筆、畑、5,709.46平方メートル。

第6項、次の者が平成25年5月23日から平成28年3月8日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、白糸台〇の〇の〇〇、白糸台〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇〇の〇、〇〇、〇、〇〇他、白糸台〇の〇の〇〇の合計8筆、畑、3,384.77平方メートル。

第7項、次の者が平成25年4月25日から平成28年3月14日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、西府町〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、日新町〇の〇〇の〇、〇〇の〇、〇〇の〇、〇の合計4筆、畑と田を合わせて、5,292.77平方メートル。

4ページから6ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、主に椎茸を生産しております。

7ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、河内委員さんをお願いしておりますが、委員さんは本日欠席しており、その連絡の際に、現地確認の結果、問題ないとの連絡をいただいております。

8ページから10ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しております。

11ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、鹿島委員さんをお願いしております。

12ページから14ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、

農業経営に関する明細書で、花卉植木類を生産しております。

15ページの案内図は当該地を示しております。

16ページから18ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しております。

19ページの案内図は当該地を示しております。以上の第3項、第4項の現地の確認は、田中委員さんをお願いしております。

20ページから23ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、栗、ブルーベリーを生産しております。

24ページから26ページの案内図は当該地を示しております。

27ページから30ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、栗、ブルーベリーを生産しております。

31ページ、32ページの案内図は当該地を示しております。以上の第5項、第6項の現地の確認は、都築委員さんをお願いしております。

33ページから36ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、お米、各種野菜、梨等を生産しております。

37ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、松村委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項は先ほどと同様、河内委員さんが欠席で、事務局に「問題ない」との報告が入っております。第2項、鹿島委員さん如何でしょうか。

○委員（鹿島委員） はい、3月20日に現地確認してきました。よく肥培管理もされておりますので、問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第3項、第4項、田中委員さん如何でしょうか。

○委員（田中委員） はい、第3項は、2月22日に現地調査に行ってきました。

ハウスが建っていて花卉が栽培されており、問題ありません。第4項ですが、現況更地状態ですが、時季にはさつまいも等が栽培されていますので、適正管理されています。以上です。

○議長（石阪委員） はい、第5項、第6項、都築委員さん如何でしょうか。

○委員（都築委員） はい、3月17日に現地の確認に行きました。第5項の朝日町は栗を栽培しています。白糸台〇の〇〇の〇も栗を栽培しています。〇の〇〇の〇の方はブルーベリーを栽培しています。第6項の白糸台〇の〇の〇〇と〇の〇の

〇〇は栗を、〇の〇〇の〇〇はブルーベリーを栽培しており、いずれも問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第7項、松村委員さん如何でしょうか。

○委員（松村委員） はい、現地は3月16日にみてまいりました。案内図当該地の右上は畑になっています。左上は田んぼになっています。下の長方形の所は梨畑になっております。草等も無く管理されていますので問題ありません。以上です。

○議長（石坂委員） はい、他に、ご質問等ございますか。（異議なしの声）

ご質問等がないようですので、第1項から第7項については、証明することといたします。

次に、8その他に入ります。（1）「生産緑地地区の制限解除について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、それでは資料ナンバー1をご覧ください。

生産緑地地区の制限解除について、1、買取申出ナンバー232、買取申出日、平成27年11月30日、制限解除日、平成28年2月29日、買取申出者、〇〇〇他3名、申出地の概要は紅葉丘〇の〇〇の〇、〇〇、小柳町〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇〇の〇、〇、〇、合計3、140.23平方メートル。

続きまして、2、買取申出ナンバー233、買取申出日、平成27年12月1日、制限解除日、平成28年3月1日、買取申出者、〇〇〇〇、申出地の概要は四谷〇の〇〇の〇、〇〇、合計1、226.69平方メートル。以上でございます。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。ご質問等ございますか。（…）

ご質問等がないようなので、（2）「平成28年度府中市農業委員会等主な事業予定について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（高田事務職員） はい、会長、それでは、資料ナンバー2をご覧ください。

平成28年度の農業委員会等の主な事業予定ですが、4月から来年3月までの、3月24日現在で予定されている事柄を一覧表にさせていただきましたので、今後の参考にさせていただきたいと思っております。

期日、時間等が未定の事柄が多く恐縮ですが、順次決定しだい皆様にお知らせします。

前年度と大きな変更等はありませんが、これ以外にも、年度途中で計画される事業等もありますので、その場合も速やかにご報告させていただきますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。ご質問等ございますか。（…）

ご質問等がないようなので、（３）「３月度活動報告について」及び（４）の「次の開催」を続けて事務局から説明をお願いします。

○事務局（高田事務職員） はい、会長、それでは、資料ナンバー３をご覧ください。

３月の活動報告ですが、前回の農業委員会総会が２月１８日に開催され、農地法５条の届出が１件、引き続き農業経営を行っている旨の証明が３件、その他を審議していただきました。

２月２６日には、昭島市民会館で第５７回の東京都農業委員・農業者大会が開催され、各種要望に対する協議、平成２７年度の顕彰、表彰の授与式が行われ、当日は委員さん、受賞者、事務局が参加しました。

３月に入りまして、３月４日には、主任職員協議会及び役員会が農業会議で開催され、平成２７年度の農業委員会活動のとりまとめ等についての報告がありました。当日は、事務局が出席しました。

３月１５日には、農業簿記講習会が市役所北庁舎３階第１会議室で開催され、４名の方が参加していただきました。

最後になりますが、１７日には、東京都農業会議の第１１８回通常総会が、立川の農業会議であり、平成２７年度の歳入・歳出予算の一部修正等の審議がされ、当日は、石坂会長が出席いたしました。

次に、次回以降の総会の日程ですが、４月は２８日、木曜日、午後２時から第３会議室で開催させていただきますので、出席をお願いいたします。

なお、５月の開催は２４日の火曜日を予定しておりますので、併せてご承知おきください。

また、毎年の例で、５月１５日から１０月１５日までは、夏のクールビズの期間になりますので、この期間はネクタイ等を外し、軽装で会議に出席をお願いいたします。以上でございます。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。ご質問等ございますか。（…）

ご質問等がないようですので、次に、（５）の「その他」に入ります。

委員さんから何かありますか。（…）

それでは、事務局から何かありますか。

○事務局（石川事務局長） はい、会長、お手元に委員の定数を定める条例の写しをお配りしておりますので、それをご覧ください。

この農業委員会の委員の定数条例が、28年第1回市議会定例会において可決されましたことをご報告いたします。

2月22日の本会議において条例案を提出いたしまして、建設環境委員会に付託され、3月1日の委員会に於いて、審議され可決されました。

3月8日の本会議で加藤委員長が可決の報告し、本会議においても可決されました。

それでは、内容説明をいたします。条例をご覧ください。

本条例は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員の定数を定めるために条例を新たに制定するものでございます。

裏面の1ページをご覧ください。

初めに、条例の名称は、「府中市農業委員会の委員の定数を定める条例」でございます。

次に条文は1条のみで、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定に基づき府中市農業委員会の委員の定数を定めるもので、定数を20人としております。

付則でございますが、1の施行期日は平成28年4月1日としております。

2は府中市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和62年3月府中市条例第12号）を廃止することを定めております。

条例の報告は以上でございます。

続きまして、懸案でありました、議会選出委員さんの任期でございますが、議会選出委員以外の委員さんの任期は29年7月19日までですが、議会選出による3名の委員さんは、通常1年の任期で、28年7月19日までで、今回の法改正により、従前どおりに1年で退任されますとその後の1年間、28年7月から29年7月までは、17人の委員で組織しなければなりません。このことから10月21日の総会後に役員会を開催し、話し合を行いました。

その結果、全役員から、委員に残っていただき、今までどおり「農業委員会と議会のパイプ役を担っていただきたい」「われわれが気づかない部分のご意見を賜りたい」などの意見がだされ、議員さんに残っていただきたいと決定されました。しかし、法改正後の4月1日以降の議員からの選出は出来なくなるので、3月中に、現在農業委員を務めていただいている3名の議員さんの任期の延期しかないと結論がでました。

しかし、議員選出の任期は議会で1年任期として、5月の臨時本会議で委員が決定される慣例になっていましたので、早々に議会に任期延長をお願いする事にいたしました。

そして、事務局が議会事務局に相談に行き、最終的には石坂会長が市川議長にお願いをいたしました。

その結果、平成28年第1回市議会定例会の本会議中の各派代表者会議又議会運営委員会にお計りいただき、定例会最終日の本会議において、比留間議会運営委員長より3名の議員さんの農業委員任期延期が承認されたことの報告をし、本会議でも異議なく承認されました。

具体的な手続きといたしましては、何もしない。すなわち、委員退任届けを出さないことが手続きとなります。今後とも皆様よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。ご質問等、ございますか。（…）

3人の議員さんには、引き続き来年7月まで現職の委員さんとして、よろしくお願いたします。（3議員、よろしくお願いたします）

突然ですが、委員になって約2年たちましたが、皆さんがやられている事業内容が分からない部分も多々ありますので、次回の総会からでも良いのですが、時間があれば、皆さんの事業の内容、近況を3分位というか一言発言というか、皆さんに紹介してほしいと思います。一回の総会で全員は無理ですので、時間の許す限り、4人でも5人でも順番に話していただきたいと思いますが、如何でしょうか。（はいの声）

よろしいですか。では、来月から時間の許す限り、行いたいと思います。

それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしましたので「第21回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

午後2時36分